

報道関係各位

豚熱発生における制限の解除について

発生農場の防疫措置開始時から、感染拡大防止のために発生農場周囲の養豚場に対して移動及び搬出制限を行っておりましたが、本日限り（1月15日（金）24時）をもって、制限を解除しますのでお知らせします。

1 経緯及び今後の予定

- (1) 令和2年12月25日（金）、鶴岡市の養豚場において豚熱が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径10km以内の区域）を設定しました。
- (2) 12月29日（火）までに上記農場で飼養されている豚の殺処分、死体の埋却、汚染物品の処理及び畜舎の消毒を完了し、当該農場における防疫措置を完了しました。
- (3) 当該農場における防疫措置完了から17日が経過し、制限区域内のワクチン未接種の豚の出荷が終了したことから、国との協議の結果、本日限り（1月15日（金）24時）をもって、制限を解除します。
なお、現在設置されている4か所の消毒ポイントについては、閉鎖します。
- (4) 今後、養豚場における豚熱ウイルスの侵入防止対策など衛生管理の徹底について指導を継続するとともに、県内における野生いのししの捕獲や検査の強化を図り、本病の拡散防止に努めていくこととしています。

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、養豚場のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染した豚の肉が市場に流通することはありません。万が一、感染豚の肉や内臓を食べても健康に影響はありません。

【担当】

農林水産部畜産振興課
課長補佐 高橋 斉史
TEL：023-630-3350
報道監 農林水産部次長 星 里香子